

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 議 録

第 7 回

平成16年1月21日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

第7回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成16年1月21日、第7回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」において開かれた。

1. 開催日時 平成16年1月21日(水)
午後2時00分から5時00分まで
2. 開催場所 大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」 大会議室

3. 出席した委員

鈴木俊美	栃木 實	亀田 仲司
熊倉武夫	石塚 英彦	田口 東一
羽金政光	高岩 義祐	小林 長
戸谷勝次	山中 秀郎	高際 一男
鈴木邦夫	松本 喜重	天海 英夫
渡辺 仁一	佐山 晃	中田 堅一
永島源作	町田 裕	田村 孝子
三柴一男	中山 育	松本 房子
小幡英夫	片柳 登	小林 為三男
熊倉幸夫	佐山 嘉市	島田 家得子
島田富雄	阿部 博	田中 久巳
葛生明雄	久留生 道子	小倉 元江

4. 欠席した委員

田村 澄夫

5. 説明員の出席

総務専門部会職員 企画専門部会職員 建設専門部会職員

6. 事務局の出席

局長以下9名

7. 議事

報告事項

報告第1号 事務事業現況調査・一元化支援業務委託契約の変更について

報告第2号 新市の事務所の位置選定検討委員会経過報告について

協議事項

協議第6号の2 新市の名称について(協定項目3)

協議第26号 新市建設計画の素案について(協定項目24)

- 協議第 19 号 地方税の取扱いについて（協定項目 8）
協議第 20 号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 9）
協議第 21 号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 10）

会議内容

司会（事務局次長）	<p>本日はお忙しい中、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより第7回会議を開催します。</p>
鈴木会長	<p>本日の会議には37名中36名のご出席を頂いており、規約で定めました条件を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>早速、会議に入らせて頂きます。会議に先立ちまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様、ご苦勞様でございます。今日はお手元の資料で明らかなおと、新市の名称、建設計画等、重要な協議項目が数多くございます。時間がかかるかとは思いますが、最後まで真剣にご討議頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは目白押しですので、挨拶はこのくらいで控えさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。</p>
司会（事務局次長）	<p>ありがとうございました。続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。4点ほど用意してございます。</p> <p>まず、第7回合併協議会次第、合併協議会議案書、説明資料、新市建設計画素案（その1）の4点です。ご不足の方はありませんでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>それでは、議事に入らせて頂きます。進行は規定によりまして、鈴木会長にお願い致します。</p> <p>それでは規約の定めによりまして、議長の役を務めさせていただきます。早速ですが会議に先立ち、会議録署名人を指名させていただきます。今回は、鈴木邦夫委員、中山齊委員、ご両名をお願いいたします。</p>
事務局（調整班長）	<p>それでは議事に入ります。まず、報告事項から入ります。報告第1号事務事業現況調査・一元化支援業務委託契約の変更について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。報告第1号事務事業現況調査・一元化支援業務委託契約の変更について、ご報告させていただきます。平成15年7月11日付報告第8号で報告した事務事業現況調査・一元化支援業務委託契約の一部変更について、次のとおり報告するというものでございます。内容としましては、株式会社ぎょうせいとの間に標記契約を契約金額1,212,750円で契約していたところを105,000円増額いたしまして、1,317,750円に改めたというものでございます。理由としましては、3町の合併協議において、協定項目にかかる事務事業の現況把握をするために使用しているコンピュータシステム「事務事業webシステム」の使用期間を当初の契約では12月末までとしましたが、協定項目以外の事務事業も追加で処理する必要がある</p>

鈴木会長	<p>ため、3ヶ月延長し3月末までとしたことによるものです。以上です。</p> <p>ご質問ございましたらお願いします。よろしいですか。それでは、報告第1号については以上とさせていただきます。事務局、承認等はいいですか。報告ということで結構だそうなので、以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして報告第2号新市の事務所の位置選定検討委員会経過報告について、検討委員会の委員長からご説明をお願いいたします。</p> <p>山中委員長からお願いできればと思います。</p>
山中委員長	<p>ご苦勞様でございます。ただいま会長から、委員長から新市の事務所の位置選定検討委員会の経過報告をしてください、とのご指名でしたので、私のほうから報告させていただきます。まず、検討委員会は4回ほどやりました。事務所の位置が、国道50号沿線と富田地内の2案ということで、先月12月24日の協議会において報告したわけですが、それに対して委員会の規程が一部変更され委員が一名増員されました。ということで、去る16年1月14日に検討委員会を開催しました。規程の変更により新メンバーが追加されたので、委員の自己紹介から始まり、仮議長を選出しました。その元で、委員長、副委員長の互選という議題に入りました。前の委員長であります大平町議会議長の羽金さんから、今回から委員長は他の人にやって頂きたい、今まで4回ほどやって平行線だったので、人心を一新して他の方をお願いしたいという、固い決意の表明がございました。それを受けまして、大平町さんから、指名推薦で藤岡町議長の山中をお願いしたらどうかという話でした。私はこの会に出席して回数が浅いので荷が重過ぎる、他の方をお願いしたいとご辞退申し上げたわけですが、皆さんの強い推薦を頂きました。私も引き受けるにあたっては、今までどおりでは前進が見られない、各町の委員の皆さんに再確認をしたい、主張するだけではまとまるものもまとまらない、譲り合いの精神がないとまとまらないのではないかと確認いたしました。そうしたところ、委員の皆さん全員がそのとおりだ、これからはそういうふうにやりましょう、ということなので、微力ながら委員長の役職をさせて頂くことになりました。温かいご理解とご指導を頂ければありがたいとお願い申し上げました。そこで、委員長は不肖私山中が引き受けさせて頂きました。次に副委員長の互選をいたしまして、大平町委員の片柳登様をお願いすることになりました。そこで協議事項に入ったわけですが、会議録署名人につきましては、大平町選出の鈴木邦夫様、藤岡町選出の田中久巳様をお願いしました。協議内容ですが、まず第一に新市の事務所の位置選定に関わる審議事項、ということですが、事務所の位置の選定基準にあたっては、交通条件、公共施設等の配置状況、既存庁舎の老朽化、狭あい性、合併市の組織体制から見た効率性、機能性を考慮し、総合的に協議するということとさせていただきます。検討項</p>

鈴木会長	<p>目については、合併時の事務所の位置について、機能のあり方について、本庁、支所、出張所等の配置について、新庁舎について、建設場所について、建設規模について、建設時期について、事務所の機能のあり方について、公共施設の配置について、これは巡回バス等のことですが事務所への交通アクセスについて、費用対効果の財政負担について。各協議に入るわけですが、議論の結果、検討内容については各町に持ち帰り調整を行なって、それを踏まえて次回検討委員会で協議することになりました。その他、委員会会議の公開、非公開について協議しましたところ、会議は公開とし、住民への周知は合併協議会だより、協議会ホームページ、3町の広報紙を活用していくことに決めました。検討委員会の開催日程ですが、次のとおりです。第6回は1月30日金曜日午後5時から、第7回は2月3日火曜日午後5時から、第8回は2月10日火曜日午後5時から、第9回は2月16日月曜日午後5時からということに決めました。なお会議については、いずれも大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」大・小会議室を使用します。</p> <p>以上を第5回検討委員会の経過報告とさせていただきます。</p>
事務局次長	<p>以上が山中委員長からのご報告です。質疑については省略させていただきます。もし基本的なことをご不明な点がありましたら、ご質問をお受けします。実質的な討議については、次回からということのようです。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>以上、山中委員長からの新市の事務所の位置選定検討委員会の経過報告を終わらせて頂きます。</p> <p>続きまして、いよいよ本日の協議事項に入らせて頂きます。まず協議第6号の2新市の名称について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>説明させていただきます。議案書の7ページをお開きください。協議第6号の2新市の名称についてでございます。8ページのほうに調整内容として、新市の名称が空欄になっています。経過についてご説明します。</p> <p>まず、9月29日の第3回協議会で選定手順の承認を頂きました。それから11月1日から30日の間に3町の住民からの公募を実施して、3,097件の応募を頂きました。それを受けまして選定小委員会を開催し、前回の第6回協議会におきまして小委員会の結果報告をさせていただきました。その時に名称の決定方法を含めて、本協議会でご協議頂くという経過になっています。調整内容の留意事項や先進事例につきましては、9月29日の第3回協議会で示したものです。確認ですが、留意事項の下から4行目、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することに留意することです。2枚ほどめくって頂きます。小委員会結果報告書を確認のた</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>めに付けています。改めてご確認頂きたいのは 2. 付帯意見です。「栃南」については、ひらがな表記による「とちなん」が、また、「しもつけ」及び「わたらせ」については、漢字表記による「下野」及び「渡良瀬」が候補として上がったことから、協議会においては、それらを含め協議願いたいという付帯意見付きで、5つの候補名が小委員会から上がったわけです。11 ページです。「新市の名称」は次の 5 点があげられています。さらに 1 枚めくってください。これからご協議頂きたい決定方法についてご説明します。第 1 段階といたしまして、「新市の名称」候補の確認です。次のいずれにするか確認を行なうということです。1. 小委員会報告にあった 5 点のみを候補とする。表記については別に決定。これは、候補としては 5 点の中から選定を行ない、表記については決定してから改めて決めるということです。2. 小委員会報告の中の付帯意見に記された 3 点を含めた 8 点を候補とする。漢字の「栃南」とひらがなの「とちなん」をそれぞれ独立した候補として扱うということです。まず、1、2 いずれかで候補数を決めて頂きます。第 2 段階として選定方法の決定ですが、1. 協議により選定を行う、2. 投票により選定を行なう、この 2 つのうちから選んで頂きます。投票の場合は投票方法の決定ということで、いずれかの方法に決めて頂きます。1. 「新市の名称候補」、これは 5 点か 8 点ですが、この中から新市の名称としてふさわしいと思う候補 1 点又は複数点を選び、無記名により投票を行なう、候補名に丸をつけるというやり方です。複数点は 5 種類ですので、2 点か 3 点が妥当かと事務局としては、考えてます。2. 「新市の名称候補」に点数を付し無記名により投票を行なう。例として、1 位が 5 点、5 位が 1 点。8 点の場合は 1 位が 8 点、8 位が 1 点と点数を付けて投票して頂きます。このどちらかを選んで頂きます。投票が終わりましたら、最終候補の決定ということです。どういうふうに決定するかというと、投票の結果、最多の票又は点数を得た候補名を「新市の名称」の最終候補とする。最多の票ですから、過半数もしくは 3 分の 2 以上で決まるということではありません。同点の場合は決選投票を行い、最終候補を決定します。最後に「新市の名称」の決定ですが、協議又は投票結果を踏まえて、最終候補の名称を「新市の名称」として決定するということです。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局からの説明です。確認ですが、お手元に名称のリストがはいってますね。前回渡したと思いますが、それをご覧頂きながら、説明をお聞きください。</p> <p>まず、新市の名称候補の数を確認します。5 点もしくは 8 点という意味はわかり頂けてますよね。漢字表記のものがありますので、それらを含めて計</p>
-------------	--

	<p>算すると8つということです。具体的には、「栃南」市には漢字の「栃南」、ひらがなの「とちなん」で2つと数えます。「しもつけ」、「みかも」これについては、「しもつけ」は漢字もあります。「みかも」はひらがなのみです。「わたらせ」も両方あります。両方加えると7つです。残ったのが「大岩藤」。これは漢字だけです。このように一つ一つ数えると8つですね。これに対して5つというのは、音読みで「とちなん」、「しもつけ」、「みかも」、「わたらせ」、「おおいわふじ」の5つで数えるということです。5つとすると、決まった地名が漢字とひらがな両方ある場合はどうするか、ということを決めなくてははいけません。初めから8つですと、改めて決める必要はありません。そこで諮りますが、両案の中でどちらがよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
<p>複数の委員</p>	<p>8つで、いいのでは。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>8つとして、かつ1番から8番まで順序をつけるというのは、集計が困難ですよね。それでも、決選投票にならない限りは一度で決まりますが。ないようでしたら、こちらで決定しますがよろしいですか。</p> <p>それでは、正副会長協議の結果、最初からややこしくないように8つと計算して、以下の手続きを進めます。</p> <p>次のことですが、8つの候補の選定方法を決めないといけません。方法は2つです。協議か、投票か。いずれがよろしいでしょうか。また、他にこういう方法があるのではないかと、いうのも含めてご意見をお聞かせください。</p>
<p>中田委員</p>	<p>協議だと複雑になりますので、投票を提案したいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>投票というご意見ですが、いや、やはり協議のほうが、という意見はありますか。</p> <p>ないようですので、中田委員から提案のありました、投票によって選定を行う、という方法で異議ございませんか。</p> <p>ありがとうございます。投票によって選定を行なう方法を選びます。</p> <p>そこで、どのような方法による投票がよいでしょうか。一人1点とするのか複数点にするのか、その場合複数は何点にするのか。3つ目のやり方としては、第8候補までありますので、1から8まで1番に8点、2番目に7点と、1点まで点数を付けていくのか。まず、一人1票か複数かです。8点から付けるのも複数と考えてください。このあたりのご意見をお聞かせください。</p> <p>蛇足ですが、できるだけ固まらないような方法で。</p>
<p>町田委員</p>	<p>一人1票で2点に絞って、8点7点とすれば、迷ってる場合の救いになるのではないのでしょうか。「とちなん」もいいけど、もう一つ迷ってるのもあるという場合に後ろめたい気分を残さないように、一人2点にしたらどうでし</p>

	<p>ようか。</p>
鈴木会長	<p>わかりました。鈴木委員、どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>小委員会報告の5点でいくなら2点でいいと思うのですが、結果的に8点になったわけですから、3点を選んで一番多いのにしたらどうでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>数が8つなので、3つがいいのではないかというご意見です。いかがでしょうか。ありませんか。</p>
	<p>まず、複数がいいというのは、いいですね。そこで、今出ている意見は、2か3かということですが、どうしますかね。</p>
島田委員	<p>投票の仕方によって考えられると思うのですが、候補が一覧になってるものに一人3点もしくは2点丸を付けるのか、あるいはバラバラになっていて3つ入れればいい。ということになると、同じ人が3点同じものを書けるということにもなりますよね。どういう投票用紙を前提にするのかによって、投票の仕方が変わると思うのですが。</p>
事務局次長	<p>一応、案に見合う投票用紙をご用意しています。8点選ぶということですので、8つの名前が入った投票用紙をお配りして、いくつ選ぶかをご協議頂いた後、2つあるいは3つ丸を付けてください、というようにしてあります。</p>
鈴木会長	<p>8つが全部入っていて、1枚1枚ではないということです。</p>
	<p>他にありませんか。</p>
渡辺委員	<p>方法論ですが、例えば「とちなん」が一番いいとして、2点か3点かということになりますと、次は「みかも」、「大岩藤」等と書くとする。でもそれは意見としては同列ではないですよ。一番は「とちなん」で、「みかも」は二番なんですよ。一人1点だったら問題ないですけど、複数点だと差がつかないとおかしいのではないですか。3点選んでも、思いの中では同列ではないですよ。差のつく方法を取らないと駄目なのではないかと思うのですが。複数の場合はその辺も配慮しないと、不合理な面があると思います。</p>
鈴木会長	<p>主旨はわかりました。その点は、事務局はどうですか。</p>
事務局次長	<p>先ほどご説明したのは、事務局提案の方法ですので、ご協議でこのようにしようというのがあれば、そういたします。</p>
鈴木会長	<p>今のご意見を踏まえると、8、7、6、5、4、3、2、1が一番いいですよ。また、お一人一人の中での順序も含めて、全体の中での数が一番公平ではないのかとも思うのですが。2つあるいは3つ並べて1、2と書くとか。そうすると1が一番多いものが、当選ということになるわけですが。</p>
	<p>そのあたりはいかがですか。</p>
永島委員	<p>先ほどからいろいろな意見がありますが、8点を点数で投票する、「何々市」に8点、「何々市」に1点、そういう形で全体を数字で表示するのが、迷わない素直な方法に思いますが。</p>

鈴木会長	事務局に確認します。今の案でやっても、集計の方法は予行演習してありますか。集計が大変ですが。
事務局次長	永島委員のご意見は、先ほど説明しました2番のパターンと思います。集計は用意してますし、大丈夫です。
鈴木会長	集計は練習してあるそうです。主な意見が出揃ったので、ほぼ同じような人数のご意見なので、挙手を頂けますか。多い方法で決めさせていただきます。2点でご賛成の方。事務局、確認してください。3点でやるべきだという方。1番目から8番目まで、一番いいものから8、7、6、5と点数を付けるという方。お一人ですか。そうしますと、2票と3票が16人で同数ですので、どうしますか。我々3人も別れました。恐縮ですが、議長権限で決めます。できるだけ多く投票して頂くことを望んで、3票で決定します。お一人3つ丸を付けて頂く方法で、投票を行いたいと思います。事務局、このあとの手順を説明してください。
事務局次長	8つが一覧表になってるものがありますので、お配りします。右側に丸を3つ付けてください。
鈴木会長	我々、正副会長も投票するんですか。
事務局次長	正副会長にも委員さんと同じ1票ずつ投票をお願いいたします。3つということですが、1つでも2つでも有効ということで、丸の多いものを選びます。
鈴木会長	我々、正副会長も投票させていただきますので、ご了承をお願いいたします。
事務局次長	なお、4つ以上書いた場合は無効ということにいたします。よろしく願います。丸を付けてください。
鈴木会長	手で隠しても、堂々と投票をしても結構です。
事務局次長	係が投票箱を持って回ります。二つ折で投票をお願いいたします。確認ですが、3つ丸ですので、間違いなく願います。よろしく願います。
鈴木会長	投票もれはありませんか。皆さん、お入れになりましたね。それでは、暫時休憩といたします。この間に事務局で集計いたします。再開の場合はご連絡いたします。
鈴木会長	それでは、休憩前にさかのぼって再開いたします。おかげ様で決選投票なしに結果が出ました。これより発表します。ちなみに今日は県の田村課長さんが欠席されているので、総勢36名いらっしゃいます。一人3票の持ち分ですので、全員3票ずつお書き頂くと108になります。うち、1つだけ丸を付けた方が2名いるので、4票減ります。従って、有効投票104票ということになります。内訳ですが、発表します。みかも市23、ひらがなのしもつけ市22、漢字の栃南市19、ひらがなのわたら

<p>事務局（計画班長）</p>	<p>せ市 14、漢字の下野市 13、ひらがなのとちなん市 7、漢字の渡良瀬市 5、大岩藤市 1、ということで、1 票差によりみかも市が 3 町の新市の名称ということになりました。相対多数ということで決定です。これから内訳表を配布いたします。ご確認頂きたいと思います。</p> <p>それでは、委員の皆さん、それぞれご感想ご意見等はあるかと思いますが、きりがないので、約束どおり相対多数ということで、お願いします。議案書 8 ページをお開きください。調整の内容、新市の名称は「みかも市」とする、とご記入ください。これにて協議第 6 号の 2 新市の名称については決定とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、余韻はあるかと思いますが、たくさん協議事項があります。次に進みます。</p> <p>続きまして、協議会次第をご覧ください。勝手ですが、順序を変えさせていただきます。会議次第では、一番最後に協議第 26 号新市建設計画の素案についてというものが掲示されていますが、前回もご説明する予定だったのが、経過の中で説明できませんでした。順序では議論になるであろう項目が前にありますので、今回も新市建設計画の素案についての説明ができないと 2 回続けて先送りということになり、スケジュール上まずいので、勝手ながら協議第 26 号を先に協議させていただきます。</p> <p>では、進めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第 26 号新市建設計画の素案について（協定項目 24）です。大平町・岩舟町・藤岡町 3 町合併後の新市建設計画の素案について、別紙資料に基づき協議に付するという事です。別紙をご覧くださいながら、ご説明していきます。お手元に準備よろしいですか。「新市建設計画素案（その 1）」ということで用意いたしました。全体を示すとなるとボリュームもありますので、半分程度ですが（その 1）ということで示したいと思います。表紙をめくって頂いて目次をご覧ください。第 5 回の時に、このような構成になります、と示したものを若干調整したものです。1 ページの「はじめに」から、23 ページ「新市の土地利用構想」までです。それ以降につきましては、次回以降に順次ご協議頂ければと思います。またこの素案につきましては、協議会の中で叩き台ということで示していきます。皆さんのご意見を反映しながら案にしていきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、説明に入ります。まず 1 ページはじめに、ということで、合併の必要性が記載されています。説明は端折って進めさせていただきます。</p> <p>合併の必要性につきましては、日常生活圏の拡大、少子高齢化の進展、行政サービスの多様化、厳しい財政状況、地方分権等を踏まえて 5 点に簡潔にまとめています。中身につきましては、後ほどご覧ください。2 ページにつき</p>
------------------	---

ましては、計画策定の方針です。計画の趣旨、位置付け、構成、期間という記載です。この計画については、合併後概ね 10 年間という期間を定めるものです。

3 ページに移って新市の概況です。これについては 3 町が一緒になったときの現況です。3 町の姿ということで、各町の概況です。中身については割愛させていただきます。5 ページ目に移りまして、位置と地勢です。3 番目に交通ということで、主な道路と鉄道について記載しています。6 ページ目については、人口と世帯数ということで、1980 年から 2000 年までの人口と世帯の推移です。新市の場合、1995 年をピークに人口は減少傾向にあります。5 番目の将来人口は推計です。合併後の 2015 年は 61,128 人で、2000 年の 67,125 人と比べますと、15 年間に約 8%ほど減少するという見込みです。こちらはコーホート要因法という手法で推計しています。出生率、移動率等の社会的状況や現況を踏まえた形での推計です。厳しい数字が出ていますが、減少傾向にあるということです。7 ページをご覧ください。産業ということで、産業大分類別事業所数ならびに従業員数を示しています。数字の説明は省略させていただきます。8 ページです。周辺自治体との産業規模の比較です。グレーの新市を 1 と見立て、人口、農業産出額、製造品出荷額、商業販売額等を周辺の佐野市、栃木市、小山市さんと比べた図です。具体的に示しますと、農業産出額ですが、新市を 1 と見た場合、金額にしますと 88 億 6 千万ですが、佐野市さんは約 54 億、栃木市さんは 58 億 7 千万、小山市さんは 145 億 8 千万ということです。続きまして 9 ページです。住民アンケートの結果から出たものを記載しました。住民の生活行動ですが、買い物、通勤・通学、遊び・娯楽についてどのような方面に向いているかを記載したものです。衣料・家電の買い物ですとか、通勤・通学、遊び・娯楽になりますと、新市の外に出て行く割合が高くなっています。10 ページは新市の指標と県内位置付けです。人口、面積、農業、工業、商業、財政と項目ごとに数値を示しまして、県内順位をそれぞれ示しています。こちらまでが新市の概況です。

11 ページは新市の発展方向ということで、3 町の政策指針や各種調査で浮き彫りになった課題を整理して、新市の地域づくりを方向付けるためのテーマを以下に 5 つ掲げています。豊かな自然環境を活用した地域活性化、持続的発展のための自立した地域づくり、少子高齢化に向けた豊かな地域づくり、生活圏の拡大と地域産業の振興、情報化社会に対応した快適な地域づくりの 5 点です。12 ページ以降は、各テーマに対しての背景、現状と課題、発展方向と整理して記載しています。簡単にご説明します。まず、豊かな自然環境を活用した地域活性化ですが、背景は省略しますが、アンケートから環境保全やごみ処理に対する住民の関心が高く、新市のシンボルやイメージも自然

環境に関する回答が多く見られます。これらを踏まえて発展方向としては、渡良瀬遊水地や太平山、三義山等の貴重な資源の保全活用と共に、ごみの分別収集やリサイクル事業を進めることによって、日常生活での環境保全意識の向上を図っていく等を方向付けています。13 ページ目は持続的発展のための自立した地域づくりですが、ご説明いたします。財政難や住民アンケートによる行財政改革の推進や情報を求める声、また3町で異なる広域行政の枠組み等を課題として、行財政の効率化や一部事務組合の再編成、住民と行政が一体となった行財政改革の推進等を発展方向としています。14 ページ目です。こちらでは、少子高齢化に向けた豊かな地域づくりとなっています。課題としては、少子高齢化に伴う高齢者福祉や病院施設の不足、保育所の老朽化、学童保育施設の整備等を課題としています。発展方向としては、子供たちや家族、高齢者が安心して暮らしていくための福祉環境づくりや地域コミュニティの活性化等をあげています。続いて15 ページです。こちらでは生活圏の拡大と地域産業の振興ということで、アンケートにもありましたが、通勤、通学、買い物等の生活圏が、行政区域内を大きく超える広がりを見せていることや、地域産業をめぐる環境の変化等を課題として捉えています。発展方向としましては、各種産業の振興、特に東北自動車道や建設予定の北関東自動車道ジャンクション等の交通利便性を生かした物流拠点としての整備や、地域外依存度の高い商業、商店街の活性化を進めていくということが示されています。16 ページになります。こちらでは、情報化社会に対応した快適な地域づくりということです。課題としては、アンケートにもありましたが、役所の位置が遠く不便になったり、住民の声が届きにくくなることへの不安の解消などをあげています。発展方向としては、情報化による事務事業の効率化、住民と行政との距離を近付ける手段としての情報化の推進等を掲げています。続きまして、17、18 ページは住民アンケートから抜粋した主な結果です。こちらについては省略します。

19 ページは新市建設計画の基本方針です。1 番目として、新市の将来像です。新市では、個性ともいえる職・住・自然のバランスのよさを生かし内外にアピールしていくことで、定住人口や交流人口を増加させると共に、地域経済の自立のために産業振興を図っていくことが重要であり、地域で暮らす人々にとっては生活の質を高めていくことが重要と捉えまして、「人の心の豊かさ・暮らしやすさ」の向上を目指していくこととします。将来像としては、「美しき水と緑に囲まれて、豊かな心が宿るまち」という提案です。20 ページは、2 番目としまして新市建設の基本方針が書かれています。こちらについては、将来像を実現するために、新市の発展方向で示した現状や課題、住民アンケートの結果を踏まえまして、5 つの基本方針とそれぞれに重点的

に取り組む施策としての重点プロジェクトを掲げています。1.「みんなが心地よく暮らせるまち」を目指し、として、住民生活の基盤整備を充実させ、快適で安全なまちづくりを目指すということです。重点プロジェクトとしては、新市道路ネットワークの構築並びに街並み景観に配慮した市街地の形成に取り組んでいきます。2番目として、「みんなが楽しく学べ、文化を感じるまち」を目指す、ということとして、重点プロジェクトとしては、生涯学習によるまちづくりの推進、スポーツ・レクリエーション施設の整備を掲げています。3番目は、「みんなが元気でやさしさにつつまれたまち」を目指し、ということで、豊かな自然環境に誇りを持ちつづけて、お互いの人権が尊重され、保健医療・福祉が充実した誰もが元気に暮らせるまちを目指し、ということとして掲げています。重点プロジェクトは、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化の推進、総合病院誘致の促進に取り組んでいくものです。4番目は、「みんながいいきと働けるまち」を目指し、ということで、各種産業の活性化を図り、誰もが生きがいをもって働ける場の整備と創出を目指し、重点プロジェクトとしては、商店街活性化事業の推進、並びに広域農道による観光ネットワークの構築を掲げています。最後に5番目ですが、「みんなが主役となる新しいまち」を目指し、ということで、コミュニティ活動やまちづくりへの住民参加を進めていくことで、自立した地域づくりを目指し、重点プロジェクトとしては、コミュニティ活動支援事業の推進、男女共同参画事業の推進を掲げています。続きまして、22ページです。ここでは将来像から基本方針、施策の部分はこの後になりますが仮置きという形で、体系図を示しています。最後の23ページは、新市の土地利用構想です。本当は23ページの後に24、25と構想図を示すところだったのですが、施策との関連がございますので現在調整中であり、今回は省略いたします。土地利用構想の方針だけを記載しています。簡単に説明しますと、土地利用については、都市基盤の整備と自然環境とのバランスを考慮します。また、現在の土地利用の状況を踏まえ、大きく土地利用区分と拠点ゾーンを設け、合理的で効果的な土地利用の推進を図っていくというものです。土地利用区分ですが、自然環境保全地区として森林・水辺などの自然環境の保全を進め、住民の憩いの場としての活用と共に観光産業への活用を推進する、という捉え方です。農業・農的土地利用地区としては、農用地の保全と活用、景観保全に努める地区として設定しています。市街化居住地区は、都市機能の集積と住環境整備を推進する地区として設定しています。工業地区も工業の集約化と活性化を図る地区として設定しています。それに伴いまして、拠点ゾーンとして3つほどあげています。地域交流拠点としての整備を図る市街地ゾーン、工業団地等として整備を図る工業ゾ

	<p>ーン、森林・湿地等の環境保全・整備を図る環境保全ゾーンということで、3つの拠点ゾーンを設けています。今後、図にしてわかりやすく示していきたいと思います。最後になりますが、地域軸として新市における広域圏での連携と、地域内での交流を促進するための骨格となる地域軸を形成していかなければならないということで、主要な道路等に沿った形での地域軸を形成してネットワークを充実させ、人・モノ・情報等の活性化を図っていくということです。こちらも図化してお見せする予定です。軸を3つ設定しています。都市交流軸は、地域内の中核となる市街地を結び、周辺地域とのネットワークを結ぶ軸です。観光交流軸は、地域内の循環軸として自然環境を活かした観光資源を結ぶ軸です。最後に産業交流軸ですが、これは地域内の循環軸として、工業・住宅・市街地を結ぶ軸としています。これらを図で示していきたいと考えています。今回示せるのはここまでです。新市の施策並びに栃木県事業の推進、公共施設の統合整備、財政計画につきましては、次回ということにさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	<p>ご苦労様でした。以上が、新市建設計画素案の概要の説明でした。なお、本日は説明までとさせていただきます、次回までによくお読み頂いて、次回質疑を行います。</p> <p>時間も押しておりますので、続いて次の協議事項に移ります。元の順序に戻ります。協議第19号地方税の取扱いについてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（調整班長）	<p>議案書の13ページをお開きください。協議第19号地方税の取扱いについて、協議に付するものでございます。14ページをお開きください。こちらには、幹事会までの調整内容を示してあります。1.3町で差異のない税制は現行のとおりとする。2.合併により変更を伴う税制および3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。(1)個人市町村民税の均等割は、標準税率を適用し2,500円とする。(2)個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、大平町の例による。ただし、合併する年度については、旧町の例による。(3)軽自動車税の税率は、大平町の例による。(4)都市計画税は、税率を100分の0.20とする。ただし、合併する年度については、旧町の例による。また、大平町においては、平成17年度から平成19年度まで、税率を100分の0.15に引き下げ、岩舟町、藤岡町においては、税率を平成17年度は100分の0.05、平成18年度は100分の0.10、平成19年度は100分の0.15とし、平成20年度から税率を100分の0.20に統一する。(5)鉱産税は、長期間課税実績がなく、また今後についても課税の見込みがないため合併時に廃止する、というものです。その下に、3町の各</p>

税目ごとの現況と具体的な調整方針を示しています。普段お耳にしないような言葉も出てきますので、説明資料の1ページと2ページに、地方税の概要を簡単にまとめたものを示しています。見比べながら説明します。

まず個人市町村民税につきましては、1月1日現在で住所を有する個人に対して均等割と所得割が課税されますが、3町とも標準税率で課税しています。標準税率とは、地方団体が課税する場合に、「通常よるべき税率」として法定されています。3町とも均等割は標準税率で2,000円となっていますが、これは人口区分によって3段階に分かれています。3町が合併して新市になったら人口は5万人以上になりますから、標準税率は2,500円になります。具体的な調整方針は、均等割は人口5万人以上の標準税率を適用し、2,500円とする、というものです。ただし均等割については、平成16年度より人口区分をなくし、一律3,000円とするという地方税法の改正法案が本国会に提出される見込ですので、それが通れば法律に合わせていくことになるかと思えます。

所得割は3町とも標準税率で同じです。現行どおり適用するものです。納期については、岩舟は違いますが大平、藤岡は納期月は同じです。ただ、2期3期4期の納期の始まり日が違ってきます。大平は16日、藤岡は15日です。これは、納税義務者の一番多いところに合わせるほうが混乱が少ないと思えますので、大平町の例による、とします。ただし、合併する年度については旧町の例によります。過日の協議会で、合併の期日は平成17年1月1日を目途とする、と協議頂きました。従って、平成16年度の1月から3月までの3ヶ月間は旧町の例による、となります。

続きまして15ページです。法人町民税についてです。こちらについては3町とも法人税割税率、均等割税率、共に制限税率で課税しています。制限税率とは、地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率です。申告書の送付や事務の手続き等も差異はなく3町とも同様の制度ですので、新市においても現行のとおりです。固定資産税に移ります。これは1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者において課税するものです。3町とも税率は標準税率を使用しています。免税点も同じです。納期は若干違ってきます。先ほどの説明と同じく、納税者の混乱をきたさないよう納期は大平町の例による、ただし合併する年度については、旧町の例による、というものです。16ページをお開きください。軽自動車税についてです。こちらの税率はほぼ同じですが、農耕作業用という小型特殊車の区分があります。大平町は、農耕作業用ということで一律1,600円の課税となっていますが、岩舟・藤岡は農耕用二輪、四輪、コンバインですとか、4区分に分けて課税しています。賦課期日は4月1日で3

	<p>町とも同じ、納期も岩舟は4月ですが大平・藤岡は5月で、1日の違いです。標識の弁償金は、3町とも200円です。具体的な調整方針ですが、税率・納期は大平町の例によるということで、農耕作業用の小型特殊自動車は一律で課税し、納期は5月16日からとします。その下の特別土地保有税です。これは、未利用地の有効活用を促進する目的で課税するものです。1月1日において一定規模の土地を保有する者および1月1日または7月1日の前1年以内に一定規模以上を取得した者に対して課税するものです。3町とも一定税率で同じです。これは地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率です。また現下の経済状況から、法律において平成15年度以降の新たな課税は行われないことになっています。しかし、平成14年度以前に課税行為がなされていて将来税額が免除される土地については、税の徴収を猶予しているところです。その特例上の猶予箇所が、大平・藤岡に1件ずつあります。新たな課税は行いませんが、猶予分のみを新市に引き継ぎます。</p> <p>17ページをお開きください。市町村たばこ税についてです。これは、税率・申告期限・納期限共に3町とも同様の制度ですので、新市においても現行のとおりとします。次は都市計画税です。こちらは、都市計画事業または土地区画整理事業の費用に充てられる目的税です。1月1日において、市町村内の市街化区域に所在する土地および家屋の所有者に対して課税します。税額の策定方法等は、固定資産税と概ね同じです。岩舟・藤岡は現在課税していませんが、大平では税率100分の0.20で固定資産税と同じ納期で課税しています。具体的な調整方針は、合併特例法に5年間の不均一課税が認められているので、その規定を適用します。税率を100分の0.20とする、ただし合併する年度については旧町の例による。また大平町においては、平成17年度から平成19年度まで、税率を100分の0.15に引き下げ、岩舟町、藤岡町においては、税率を平成17年度は100分の0.05、平成18年度は100分の0.10、平成19年度は100分の0.15とし、平成20年度から税率を100分の0.20に統一する、というものです。最後に鉱産税です。大平・岩舟については、課税の根拠はありません。藤岡で課税の根拠条例が存在しますが、長期間課税実績がなく、今後も課税見込みがないので、合併時に廃止します。説明資料3ページに地方税の取扱いに関する法令が、4、5ページに先進事例を示しています。</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	以上、地方税の取扱いに関する説明でした。質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
鈴木委員	都市計画税ですが、5年間の不均一課税が認められてるんですね。合併の

	<p>原則は、負担は低いほうに、サービスは高いほうに、です。大平町では0.20 払っているわけですが、これを藤岡・岩舟さんと同じまでに下げてもらえないかと主張します。17年度が0.05、18年度が0.10、19年度が初めて0.15、20年度が0.20、というようにやって頂けるのが大平町民にとって均等ではないですか。検討のほどお願いします。</p>
鈴木会長	<p>課税はするが、割合は下げていく、ということですね。</p>
永島委員	<p>他は、いかがですか。永島委員、どうぞ。</p>
	<p>私の立場で言いますと、本町では都市計画税は課税されてません。合併で課税されると、いろんな話題が出てくるように思います。都市区域の整備を図るということなら課税も仕方ないと認識していますが、新市ができて10年間は都市区域のいろいろな社会資本の整備をしていきますから、旧3町の中で都市計画税の差があると、予算の配分や事業促進の面で事務方で苦労すると思いますので、歩調を合わせた中で物ごとを進めていく、そういう形が一番やりやすいように思いますが。歩調をあわせるべきだと思うのです。差をつけた理由を、もっと具体的にご説明ください。</p>
鈴木会長	<p>差をつけたと言いましても、最終的には統一するわけです。最終的統一に至るまでに段階を踏んだのだと思うんですけど。</p>
事務局長	<p>事務局長、どうですか。</p>
	<p>合併特例法の中に不均一課税ができるものがあります。都市計画税についても不均一課税は可能です。これを5年の期間をもって横並びにするのが一般的だと思うのですが、今回は率も低いので、17、18、19の3カ年でもって段階的に調整して、平成20年から同率の100分の0.20としたらどうか、ということなんです。合併特例法で認められている5カ年を3カ年に短縮しました。平成14年以前は3年で進めた法律だったということもあり、3年で合わせるのが妥当だということで、段階的な進め方をしていたということです。</p>
鈴木会長	<p>ちなみに、都市計画税の上限は0.3%です。現在、大平町は0.2ですので、最終的にはそれに合せようということですね。</p>
永島委員	<p>その説明は前段でもあったことです。私が思いますのは、新しいまちづくりの中での市街化区域のまちづくり、ここで事業量の問題があります。3カ年についてもいろんな問題が出てくる懸念があります。そのあたりについてどのような考えがあるのかを、ご説明ください。</p>
鈴木会長	<p>税率が段階的に異なると、地域で行なわれる事業量も違ってくるのかというご主旨かと思いますが。</p>
事務局長	<p>事務局、どうですか。</p>
	<p>目的税ですので、そういうことがあっても不思議ではないですね。その率で</p>

鈴木会長	<p>の課税の範囲での事業を行なうというのが、一般的にはなろうかと思いません。ただ新市を想定した場合は、できるだけ早く新市の一体感醸成と共に、新市としての新しいまちづくりをする必要がありますから、その意味ではこの制度を継続して、課税していないところについては段階的に課税しながらまちづくり事業を進めるべきだと思うのですが。そのような方向で事業をしていくことを前提としての課税だということをご理解頂きたいと思います。補足しますと、あくまで便宜的に、住民の方の負担を和らげるという意味で、段階的に課税していくというのが主旨です。将来の市長さんがお決めになることかとは思いますが、差がある分しか事業をやらないということではないと個人的には思いますが。</p>
永島委員 鈴木会長	<p>心配があったのですが、そういう言質を頂ければ、十分に期待します。ありがとうございます。他にありますか。税率への鈴木委員のご意見もありますが、これまで課税してない岩舟・藤岡両町民にとっては、なんだ、やっぱり負担が上がるのではないか、ということになるかとも思いますが。田村委員、どうぞ。</p>
田村委員	<p>大平町では都市計画税が目的税として使われていたわけですが、藤岡や岩舟と違った道路の改革とか土地改良等があるのですか。詳しくお聞きしたいのですが。</p>
鈴木会長	<p>今日は、大平町職員で都市計画課長が待機してるので、わかる範囲でご説明願います。</p>
説明員（大平町都市計画課長）	<p>目的税ですので、区画整理にあてています。栃木駅南の区画整理が1ヶ所あり、16年で完了します。また、西水代第二、旧50号線の南側、いすゞの北側ですが、16年で完了する区画整理を手がけています。これから認可を取ろうとしているのは、JR 両毛線駅前の区画整理が1ヶ所です。もう一つ立ち上げようとしているのは、40ha以上の大きいもので、栃木駅南の南高校の区域を栃木市と共同で区画整理をする予定です。そのようなものに都市計画税を充てています。また、県道蛭沼・川連線のヤオハンの西側に16mの都市計画街路、中央小の南側の通りに、県道蛭沼・川連線まで来年開通する予定で工事を進めています。これにも充当しています。以上です。</p>
鈴木会長	<p>どうしても担当している事業の説明になってしまいますね。堀江課長、その他の説明はできませんか。何に使われているかということでもいいですから。</p>
説明員（大平町企画財政課長）	<p>大平町では町内に3ヶ所、東西に都市排水用の排水路を作っています。2m区画のもので、中で人間が走れるくらいのもので、地図上では説明できませんが、既に3本抜いてますので、都市排水については万全です。公</p>

<p>島田委員</p> <p>鈴木会長</p>	<p>共下水から下水路を、岩舟・藤岡も合わせて事業をやっています。大平町が突出しているわけではありません。ただ市街化区域が広いので、都市計画税を充てないと進んでいけないのです。</p> <p>全体の都市計画税の額と、それを使った事業費がどれくらいになるかを説明してください。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>私からも補足します。都市排水という言葉が出てきましたが、これは雨水排水路です。いわゆる下水ではなくて、雨水排水をするための施設です。人間が歩ける、というのは、それだけ大きい直径の管が地下に埋設されているということです。それ以外に都市計画税があてられているものとして、私の知る限りでは大平町の中心にある運動公園に充てられてますよね。下水道もちろんです。これは市街化区域だけでなく調整区域にも入ってきますが、下水道事業には優先的に都市計画税が充てられます。その辺が使い道です。その上で、総額はどのくらいか、事業にどのくらい使われてるのか、大平町の堀江課長から説明します。</p>
<p>説明員（大平町企画財政課長）</p>	<p>大平町では都市計画税は1億9千万くらいです。事業費については、15年度の予算で11億7,500万程度の支出です。街路で9,700万、公園で685万、下水で4億9,300万、その他で800万、区画整理で1億350万、今までの都市計画事業の地方債の償還金で4億6,500万程度、合計で11億7,500万程度の事業費を組んでいます。</p> <p>以上です。</p>
<p>町田委員</p>	<p>目的税でいろんな事業をやるのはわかりますが、藤岡・岩舟は今まで課税なしでやってきました。大平の課税の歴史は何年くらいなのですか。また、藤岡・岩舟両町長に聞きますが、税金は安く福祉は高いのが合併の目的なのに、先ほど鈴木委員からもありましたが、今までないものを取ってもいいのかが、上限0.30のところを0.20まで取って住民が納得するかどうかと思うのですが。合併して税金が高くなったら、住民は理解しにくいのではないですか。藤岡・岩舟は今までなんら支障なく行政に携わってきたわけです。そのあたりは、町長、いかがですか。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>最初のご質問についてです。大平町の都市計画税は課税して何年経っているのかということですが、堀江課長、どうですか。</p>
<p>説明員（大平町企画財政課長）</p>	<p>大平町では昭和40年に都市計画税条例を作り、課税は昭和41年からです。</p>
<p>鈴木会長</p> <p>栃木副会長</p>	<p>課税してない両町の町長のお考えはどうですか。岩舟町さんから。</p> <p>私の町も取ってませんが、流域下水道工事が始まってからは、一般財源から毎年2億3千万くらいずつ注ぎ込んでます。とりあえず市街化区域の</p>

<p>亀田副会長</p>	<p>みの事業を予定してますので、この辺の差が出てきたものと思います。区画整理の中でも1月1日現在畑であれば、農地としての課税しか頂けないという不合理も出てきています。町民の皆さんに不評は買うかもしれませんが、今後都市計画税は導入せざるを得ないと思っています。</p>
<p>鈴木会長 羽金委員</p>	<p>藤岡町でも徴収してません。不景気時代に町民の方に新たな負担をかけるというのは考えなくてはなりません、現在道路関係、土木関係等、限られた財源の中で四苦八苦しなながら予算を組んでます。財源が乏しいために地域の開発が遅れたというのが一番憂慮すべき問題です。町民の皆さんの理解がどの程度かですが、開発が遅れても仕方ない地域が出てくるのかもしれませんが。その点も議員の皆さんと検討していきたいと思います。</p>
<p>鈴木会長 事務局長</p>	<p>他にありますか。羽金委員、どうぞ。 事務局に尋ねます。都市計画税の他に、特別会計とかいろいろな点で3町で差が出てくると思います。目的税だけでなく、それらの調整をどういうやり方でしていこうとしてるのですか。</p>
<p>鈴木会長 事務局長</p>	<p>事務局、どうですか。 都市計画税は、合併特例法の中で不均一課税をしていいとなっていますので、それに沿って示しました。法定で決まっていればそれで、決まっていなければご協議頂く中で決めていきます。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>他にありませんか。 この他にも、公共料金の格差の問題もありますが、現時点では税のことです。議論しなければならない話題は、鈴木委員から意見があったものです。最終的には大平町の例に合せ0.20とするという方向だが、むしろ下げるといふ方向で議論すべきだといふものです。これについて、残り時間にご意見あったらお聞かせください。課税そのものもいいのかどうかも含めて。税率については事務局でも検討します。継続で検討期間を頂けたらと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>事務局の示した課税率ですと、平成17年度の都市計画税は総額でどのくらいなんですか。基本的には市になるのですから、課税は当たり前だと思うんですよ。本来なら最初から0.20でお願いしたいところですが、厳しい状況なので大平町としては低いほうに揃えていく、ということです。予算的にわかれば教えてください。</p>
<p>鈴木会長 事務局（調整班長）</p>	<p>事務局、積算はしてますか。 岩舟・藤岡では課税のベースとなる基礎を出していません。大平町の平成14年度の決算ベース、固定資産税に対する都市計画税の比率で言いますと、先ほど示した調整方針のとおりなら、大平町が0.15で約5千万の減額です。岩舟・藤岡は0.05ずつ課税となると、大平で減った5千万分になり、平成</p>

鈴木会長	17年度においては今まで大平町で課税されていた額と同じ額が確保されるのかと思いますが。試算ですが、データとしてあります。
事務局（調整班長）	資料を見てください。4ページの他の自治体の例です。あきる野市は0.27、西東京が0.24です。事務局で県内の市町村の課税割合がわかる資料はありますか。
鈴木会長	県内では都市計画税はすべて課税してます。宇都宮市は0.25、足利市は制限税率の0.30、一番低いところでも0.20です。 というのが現実です。0.20は決して高くないとは思いますが。できたらこの事務局案でお願いできないかと思うのですが。大平町も暫時いったん引き下げるわけですから、町民には我慢してもらって。他方、岩舟・藤岡の町民の皆さんには大変申し訳なく、だから合併なんかしたくなかったんだと言われてしまうとそれまでですが、市として新たな歩みを始める以上、それに合う目的税として必ず使わせて頂くので、ということで説得して頂き、この案を進めさせて頂けたら大変ありがたいのですが。 三柴委員、どうぞ
三柴委員	私は鈴木委員と同じで、将来の都市計画や新市の目的に向かって税金は一律で0.20と、今後も3町横並びでやっていったほうがスムーズに進むかと思えます。
鈴木会長	他はよろしいですか。 できたら原案通りでお願いしたいのですが、違うご意見もありますし。採決にならざるを得ませんか。
複数の委員	休憩したらどうですか。
鈴木会長	ただいま休憩の動議がありましたので、暫時、休憩します。4時半まで休憩とします。
鈴木会長	休憩前に遡って再開します。議題にあがっている地方税の取扱いのうち、都市計画税の扱いについてです。3町の議長で話し合った結果、藤岡町長のご意見もあり、一度各町に持ち帰って協議し、とりわけ非課税の岩舟・藤岡については次回までにご意見を決めてください、ということになりました。今日は継続です。いかがですか。
委員	異議なし。
鈴木会長	ありがとうございます。この件については継続とします。残り時間もわずかですが、ぎりぎりまでいきます。 次に協議第20号一般職の職員の身分の取扱いについてです。事務局、お願いします。
事務局（調整班長）	議案書の18ページからになります。協議第20号一般職の職員の身分の取扱いについて、協議に付するというものです。19ページをお開きください。

	<p>幹事会までの調整内容です。1. 3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。4. 職員の給与については、現行の給与額を参考に、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る、というものです。その下に、3町の現況ということで、平成15年4月1日現在の条例定数と実配置の人数を示しています。カッコ内は兼任の数です。1. 町長の事務部局から7. 水道事業に従事する職員まで、大平町では222名、岩舟町では189名、藤岡町では201名、3町合わせて612名の職員が実配置されています。20ページをお開きください。平成15年4月1日現在の3町の職員の種類ということで、事務職員は課長以下保育士までそれぞれあります。技能労務職員も、若干の名称の違いはありますが、運転手、調理員等の職があります。21ページです。給与関係の現況です。給料表は、3町とも一般行政職は8級制、技能労務職は大平と藤岡が5級制、岩舟が6級制を採っています。給料支給日は毎月15日で、3町共同じです。期末勤勉手当の支給は、岩舟だけが6月が15日という違いがあります。初任給は岩舟、藤岡は同じですが、大平は大卒、高卒共に1号上位です。一般行政職の級別職務分類は、各1級から8級まで示している職がその級に在職しています。説明資料6、7ページに身分の取扱いに関する関係法令を示しています。8ページには先進事例を示しています。</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	調整案については玉虫色ですが、職員の処遇の説明は難しいですね。特に学識経験者で委員になっている方は、何のことがよくわからなかったかも知れませんが。それも含めて、ご質問ありましたらお願いします。
中山委員	学識経験者ですが、内容的にわからないところが多いです。率直に言って、資料の調整内容の1、2、3には、はっきり数字的・文字的な格差が出ています。しかし4については、給与額にはっきりした格差があるのかお聞きしたいです。
鈴木会長	調整内容4の中身を教えてほしいということですね。 3町ということで、今日は担当課長がみえているのでお願いします。まず大平町から。
説明員（大平町総務課長）	給与関係は複雑ですので、わかりやすく説明します。格差ということですが、3町の一般行政職の平均給料を参考までに示します。大平町が42.6歳で平均給与32万100円、岩舟町さんが42.1歳で36万8,600円、藤岡町さんが42.8歳で33万9,700円という金額です。これらを合併時までに不公平感

	<p>のないように調整するというのが、4に示した職員の処遇及び給与の適正化ということです。</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	3町の平均を言ってもらいました。中山委員、どうぞ。
中山委員	3町の平均ですね。そのあたりはわかります。これは出していいのかわかを聞きたいのですが、6回目の合併協議会で資料を頂いたのを見ておいたのですが、特別職の場合は役職名ではっきりしたものを出してますよね。一般職の場合では出せないのですか。
鈴木会長	中山委員がご覧になった資料というのは。
中山委員	6回の協議会の資料の中です。今回も特別職の身分の取扱いというのがありますが、素直な質問として、一般職でもこういうものを出せないのかということ。
鈴木会長	議案書の23ページです。特別職では給与額が全部出ているのに、一般職員ではなぜ具体的に出せないのかというご質問ですが。事務局、どうですか。
説明員（大平町総務課長）	難しい質問ですね。特別職の場合は町の条例で決まっています。一般職は1級から8級まであります。8級がどの町でも課長です。課長になっても在職年数と年齢によって若干の差があるんですね。課長職や係長職での平均ということでしたら出ますが、そこまでの試算はしていません。8級の課長職で最高44、5万ではないでしょうか。大平が46万でも、岩舟町さんの職員構成や組織、入った年数によって違いますので、その差が若干あります。
	以上です。
鈴木会長	職員の場合、号俸というのがありますので、級だけでは決まらないんですよ。一人一人出すと膨大な量になってしまうという主旨ですね。
中山委員	出せない理由はわかりました。格差が微妙だということ信じます。今日は仕事を投げ出して来ていますから、合併が成立するために、事務手続きが円滑に進むことを願っています。
鈴木会長	ありがとうございました。他にありませんか。永島委員、どうぞ。
永島委員	平均的数字ということですが、3町格差がありますよね。調整時に統一することですが、合併後速やかですか、それとも時間がかかりますか。具体的な説明をお願いします。できれば、合併後速やかに、という表現を入れて頂きたいです。
鈴木会長	調整し統一を図る、とあるが、それはいつまでにと考えているのか、というご質問です。
説明員（大平町総務課長）	基本的には合併時まで調整したいです。将来に渡って昇給延伸とかそういう手続きの中で若干の調整はあろうかと思いますが。それまでの調整が目標です。

鈴木会長	<p>合併時までには調整することを目標にしているそうです。 他にありませんか。よろしいですか。ご質問がないので、質疑を打ち切りま す。できれば、原案の内容でご承認頂けたらと思います。この調整内容で異 議ありませんか。</p>
委員	拍手
鈴木会長	<p>ありがとうございます。できるだけ採決は避けたいので今のような形でお願 い申し上げたところ、皆様快くご承諾頂きありがとうございます。議案第 20号については原案どおりご承認頂きました。</p> <p>時間がまだ若干あるので、第21号までいきたいと思います。特別職の身分 の取扱いについてです。事務局から説明します。</p>
事務局（調 整班長）	<p>議案書の22ページからです。協議第21号特別職の身分の取扱いについて、 協議に付するものです。23ページをお開きください。幹事会までの調整内 容を示しています。1.特別職の職員については、その設置・人数・任期に ついて、法令等の定めるところに従い調整する。2.3町に設置されていて、 新市において引き続き設置する必要のあるものは原則として再編し、1町又 は2町にのみ設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。 3.報酬については、同規模自治体を参考に調整する。4.新市の職務執行者 については、3町の長が別に協議し定めるものとする、というものです。そ の下に現況として3町の特別職職員の一覧を示しています。1.常勤の特別 職ですが、3町とも町長以下助役、収入役、教育長と設置されています。調 整方針は、常勤の特別職として、市長、助役、収入役及び教育長を置き、設 置及び任期等は法令の定めるところによる、報酬については、同規模自治体 を参考に合併時までには調整する、という方針です。その下は議会議員です。 こちら3町共に議会が存在し、議員もおります。調整方針は、定数および 任期については協定項目にありますので別途協議頂きます。報酬については 同規模自治体を参考に、合併時までには調整するものです。24ページをお開 きください。行政委員会ということで、教育委員会から固定資産評価審査委 員会まで、5つの委員会の現況を示しています。調整方針は、委員数、任期 等については、各法令の定めるところによる、報酬については同規模自治体 を参考に合併時までには調整するものです。ただし農業委員会の選挙による委 員の定数及び任期については協定項目にありますので、別途協議頂きます。 25ページです。4.附属機関等ということで、審議会、委員会、協議会等を 25ページから33ページまで示しています。調整方針としては、審議会、委 員会、協議会等の附属機関等については、3町で設置されていて、新市にお いて引き続き必要のあるものは、原則として再編する、1町又は2町で設置 されているものは、必要に応じて新市において設置する、報酬については、</p>

	<p>同規模自治体を参考に調整する、というものです。飛ばしまして 33 ページです。5. その他の特別職です。投票管理者をはじめ、37 ページまで 3 町の現況を示しています。調整方針としては、その他の特別職については 3 町で設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは、原則として再編する、1 町又は 2 町で設置されているものは、必要に応じて新市において設置する、報酬については、同規模自治体を参考に調整する、というものです。説明資料の 9 ページから 16 ページまでが、特別職に関係する関係法令です。17 ページが先進事例です。</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	<p>非常に種類が多いですね。ぱっと見ただけでは正確なところはわかりにくいかもしれません。特に附属機関等の審議会、委員会は、各町で独特なものがありますよね。金額も微妙に違ってきます。それも含めて冒頭の説明にあったような調整ではどうかということです。ご質問あったらお願いします。いずれにしても統一しないといけないという点では、ご異議はないかと思えます。それほど困難ではないかと思えますが。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。ご質問、ご異議ないので質疑を打ち切ります。協議事項第 21 号特別職の身分の取扱いについては原案どおりご承認でご異議ないですか。</p> <p>ありがとうございます。原案どおりご承認頂きました。</p> <p>本日は特に新市の名称が決まり、新たなことがひとつ決定しました。これにて予定の協議事項が一部残りましたが、以降にということで、本日は終了いたします。以上で、私の役目を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
司会（事務局次長）	<p>会長には議事進行をありがとうございました。</p> <p>議事が終了しましたので、次回の協議事項について事務局次長より説明をいたします。</p>
事務局次長	<p>本日の協議の中で、協議第 22 号事務組織及び機構の取扱いについて以降、公共的団体等の取扱いについて、電算システム事業について、納税関係事業についてにつきましては、次回に持越します。4 番の次回協議事項についてです。8 つ掲げています。(1)国民健康保険事業の取扱いについては、税率、納期、給付事業等の取扱いについてです。(2)介護保険事業の取扱いについては、保険料、給付事業等です。(3)消防団の取扱いについては、統合、組織体制についてです。(4)消防防災関係事業については、防災会議の地域防災計画、あるいは水防協議会における水防計画等です。(5)交通関係事業については、交通安全計画や関係事業について協議頂きます。(6)商工・観光</p>

	<p>関係事業については、商工業振興事業、あるいは観光施設・イベント等についてです。(7)勤労者・消費者関連事業については、関係事業や政策等についてです。(8)新市建設計画の素案については、今日協議頂きました質疑内容と併せて、施策の後段の部分の説明をしたいと考えています。次回協議事項については多数ありますが、できる限りお出しした中で協議を進めて頂きたいと思います。</p>
<p>司会（事務局次長）</p>	<p>続きまして、5. その他です。事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちら資料は特別用意していません。次回の開催予定をお知らせします。第8回合併協議会は、2月27日金曜日午後2時から、岩舟町コスモスホール小ホールで開催します。よろしくをお願いします。</p>
<p>司会（事務局次長）</p>	<p>委員の皆さんから何かありますか。なければ以上で第7回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了します。 ありがとうございました。</p>